

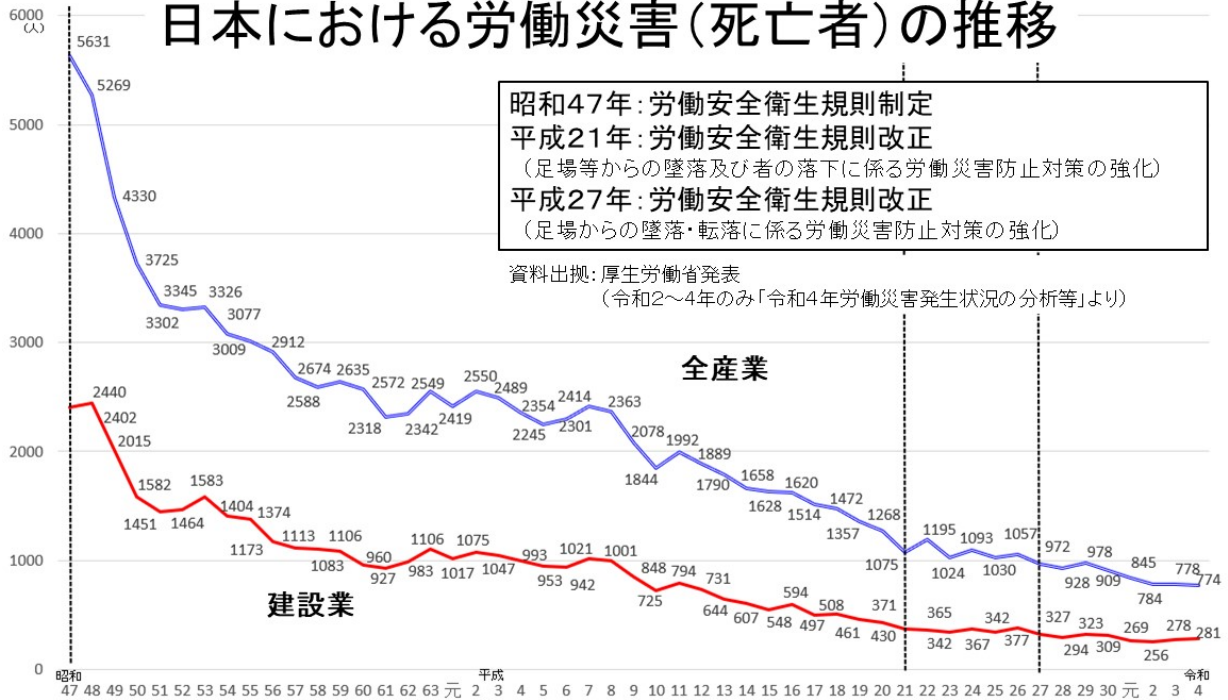
公益財団法人横浜市建築保全公社主催

足場における労働安全衛生 規則の改正内容を学ぼう

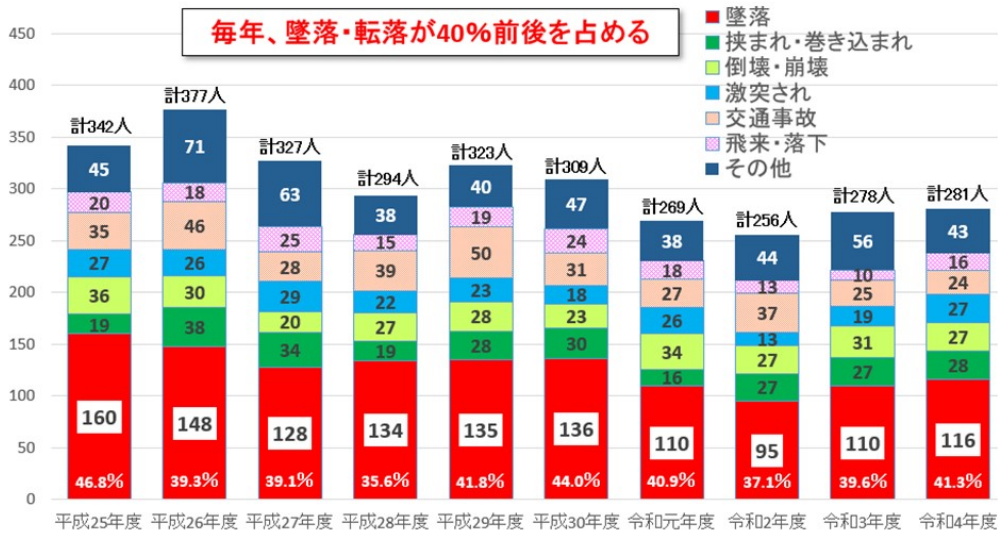
2023年11月

全国仮設安全事業協同組合

日本における労働災害(死亡者)の推移



建設業における労働災害死亡者数の推移 (災害の種類別)



はじめに 安衛則の墜落・転落対策

1 労働安全衛生規則の改正についての経緯とその内容

2 横浜市建築局建築工事特則仕様書に基づいた対策

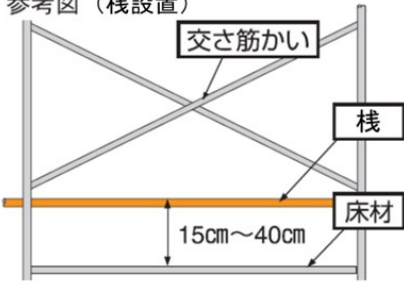
3 その他

はじめに 安衛則の墜落・転落対策

わく組み足場

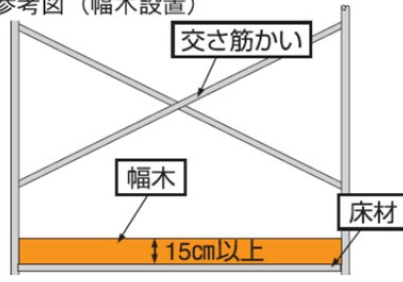
躯体側・外側

参考図（棧設置）



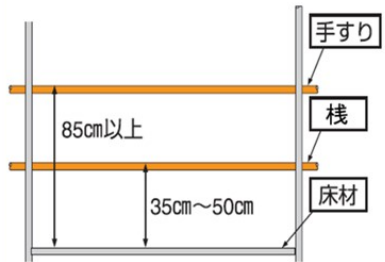
交さ筋かい+棧（下棧）

参考図（幅木設置）



交さ筋かい+幅木

妻側



手すり+棧（中棧）

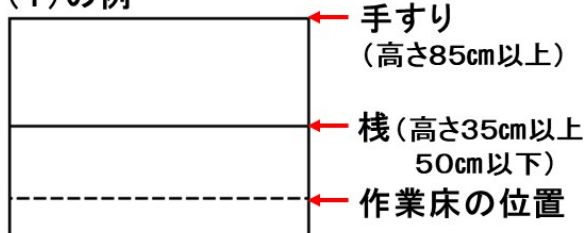
手すりわく（後述）

労働安全衛生規則上の墜落転落防止措置

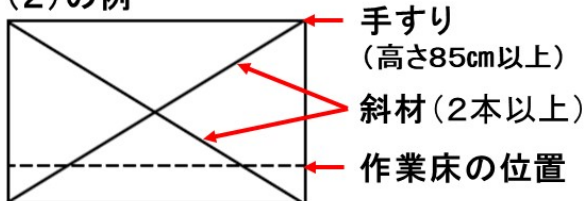
手すりわくの例示（基発第0311001号 H21.3.11）

- (1) 手すり及び労働者の墜落防止のために有効な水平材を有する設備
- (2) 手すり及び労働者の墜落防止のために有効な斜材を2本以上有する設備
- (3) 手すり及び労働者の墜落防止のために有効な鉛直材を2本以上有する設備

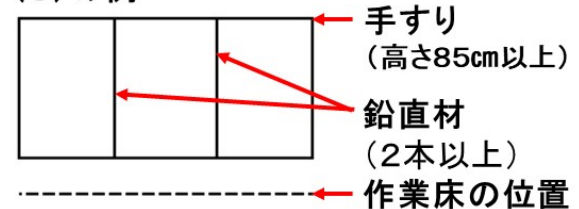
(1)の例



(2)の例

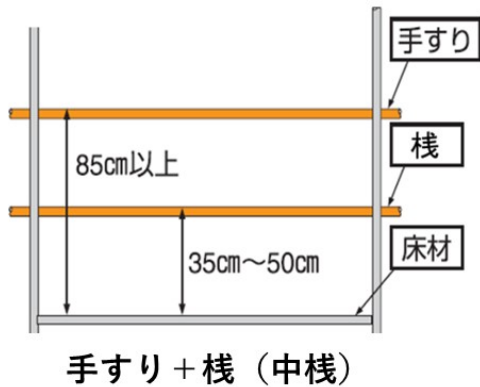


(3)の例



わく組み足場以外（単管足場・くさび緊結式足場・つり足場等）

躯体側・外側・妻側

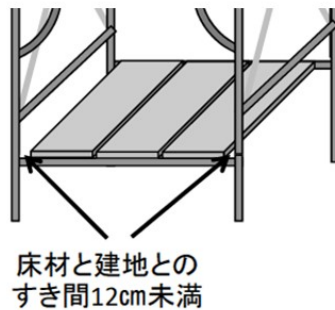
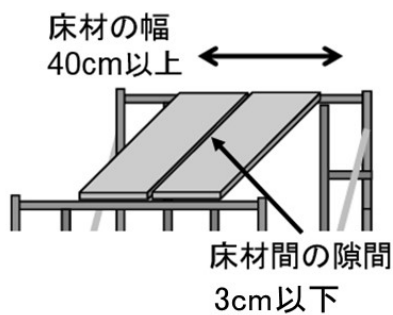


躯体側・外側・妻側について(補足)



労働安全衛生規則上の墜落転落防止措置

足場の法令（わく組み足場、わく組み足場以外も含む）



作業床の幅は**40cm以上**
床材間の隙間は**3cm以下**
床材と建地との隙間は
12cm未満となっていること。
(つり足場を除く)

- ・「足場用墜落防止措置」をすること。(人の墜落・転落防止措置)
- ・物の飛来・落下防止措置をすること。

1 労働安全衛生規則の改正についての経緯と その内容

令和5年労働安全衛生規則改正について

2024年4月1日より施行

- 1 一側足場の使用範囲が明確化されます

2023年10月1日から施行

- 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります
- 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

令和5年 足場に関連する法令改正について(経緯)

法令改正の経緯としては令和4年10月に厚生労働省労働基準局安全衛生部より出された「**建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書**」が元になっていると考えられます。

建設業における墜落・転落防止対策の
充実強化に関する実務者会合
報告書

令和4年10月
厚生労働省労働基準局安全衛生部

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_557645.html

【参考】 建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合開催の趣旨

建設業の墜落・転落災害の防止対策については、労働安全衛生規則の累次の改正により、足場等からの墜落防止措置を漸次強化するとともに(手すり・中さん・幅木等の設置、足場の点検、足場の組立等の作業時における墜落防止措置等)、これら法定事項に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等(手すり先行工法、知識・経験を有する者による点検等)の普及促進を図ってきた。このような取組もあって、墜落・転落による死亡災害は長期的に減少傾向にある。

しかしながら、建設職人基本法に基づく基本計画に記載されているように、**建設工事の現場においては、今なお墜落・転落による死亡災害が最も多く、その防止について実効性のある対策を講ずることが急務となっている。**

このようなことを踏まえ、厚生労働省においては、専門家や建設現場の安全に精通した者からなる標記実務者会合を開催し、**近年における墜落・転落災害の発生状況や足場に係る墜落防止措置に関する実施状況等を分析・評価した上で、墜落・転落災害の防止対策を一層充実強化していくために、労働安全衛生法令の改正も視野に必要な方策について検討することとする。**

建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化 に関する実務者会合報告書概要

労働災害発生状況

- ・ 建設業における労働災害は長期的には減少しているものの、未だに300人近くの方が亡くなっている（令和3年は288人）。
- ・ 建設業における死亡災害、死傷災害で最も多い災害は墜落・転落災害であり、死亡災害では約4割、死傷災害の3割を占めている。
- ・ 建設業における死亡災害を墜落箇所別に見ると、屋根等の端・開口部からが約3割、足場からが約2割を占めている。その他、はしご、脚立からの墜落・転落災害が近年増加している。

災害の特徴と課題

- ・ 屋根等の端・開口部からの墜落・転落災害では、特に小規模工事において、対策を実施するためのノウハウの不足等から手すり等の設置や要求性能墜落制止用器具の使用等、法令上の措置が不十分。
- ・ 足場での通常作業中の墜落・転落災害では、手すり等がなく、足場の安全点検が行われていない事例が散見されている。
- ・ 一側足場にあつては、法令上手すり等の設置義務がない。
- ・ 足場の組立・解体中の墜落災害では、手すり等がない場合に墜落制止用器具を親綱にかけておらず転落したケース等が認められた。

講ずべき対策

*は法令改正事項

1. 屋根・屋上等の端・開口部からの墜落・転落防止対策

- マニュアルの作成・普及
 - ・ 最新の木造家屋建築工事における墜落等防止対策
 - ・ はしご・脚立（内装工事を含む）からの墜落防止対策
 - ・ 2m未満の低所からの墜落転落防止対策

2. 足場での通常作業中の墜落・転落防止対策

- 足場点検の確実な実施
 - * あらかじめ点検実施者を指名（作業開始前及び組立て等後点検）
 - * 点検実施者の氏名の記録及び保存（組立て等後点検）
 - ・ 組立て等後点検実施者は足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を受講した者等を推奨、点検実施者の能力と労働災害や法令違反との関係について調査・検討

○ 一側足場の使用範囲の明確化

- * 本足場の設置に十分なスペースがある場合には、本足場を使用することを原則

3. 足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策

- 作業手順の遵守徹底
 - ・ 足場の組立・解体作業時における正しい作業手順の遵守の徹底
- 手すり先行工法等の普及促進
 - ・ 「手すり先行工法等に関するガイドライン」の内容の充実（足場部材の最新の安全基準の反映等）、周知・指導とフォロー

4. 足場の壁つなぎの間隔

- ・ くさび緊結式足場での壁つなぎ間隔等について、足場に関する科学的知見の収集とデータに基づいた対応

将来の課題

- ・ デジタル技術等新技術の活用・反映、高所作業従事者の安全衛生教育の在り方の情報収集等

足場の通常作業中の墜落・転落災害

(1) 災害の特徴

- ・ 一側足場については中さんが設置されていないケースが多く見られた。
- ・ 手すり・中さんが設置されておらず、バランスを崩して作業床から墜落、作業床と手すりの間から転落するケースが多く見られた。
- ・ 作業開始前又は組立て等後の点検が行われていないものが散見された。

(2) 課題

- ・ 法令で規定されている足場の点検が行われておらず、手すり・中さんを設置しないまま又は取り外したまま作業を進め死亡災害に至っている状況も認められており、**足場の点検を確実に実施するための仕組みが必要。**
- ・ 一側足場にあつては、手すり等の設置が困難な面があることから法令上手すり等の設置義務がない。
- ・ **足場からの墜落・転落を防止するためには、法令上手すり等の設置義務がある本足場の使用を原則とすることが有効。**

「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」から以下のような考えが読み取れる。

一側足場の取扱いについて

- ・ 安衛則第563条の足場用墜落防止設備の規定は一側足場には適用しないこととされているが、これは、**一側足場は、住宅工事などの足場を設置する場所が狭あいな場所での設置を念頭においた足場であり、その他の足場と同様の足場用墜落防止設備を求めることが困難であるとの前提に基づいたもの**と考えられる。
- ・ 一側足場は住宅工事などの足場を設置する場所が狭あいな場所で引き続き活用するものである
- ・ 一方で本足場の設置に**十分なスペースがある場合**においては、**本足場を用いることを原則**とすることについて法令上明確にすべきである。

一側足場の使用範囲が明確化されます (安衛則第561条の2【新設】)

2024年4月1日
施行

主に狭あいな現場で使用される一側足場(建築物の外壁面等に沿って、建地(支柱)を一系列設置して組み立てる足場。)については、一側足場からの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、事業者に対して**本足場**(建築物の外壁面等に沿って、建地(支柱)を二列設置して組み立てる足場。)を使用するために**十分幅がある場所(幅が1m以上の場所)**においては、**本足場の使用を義務付ける**。

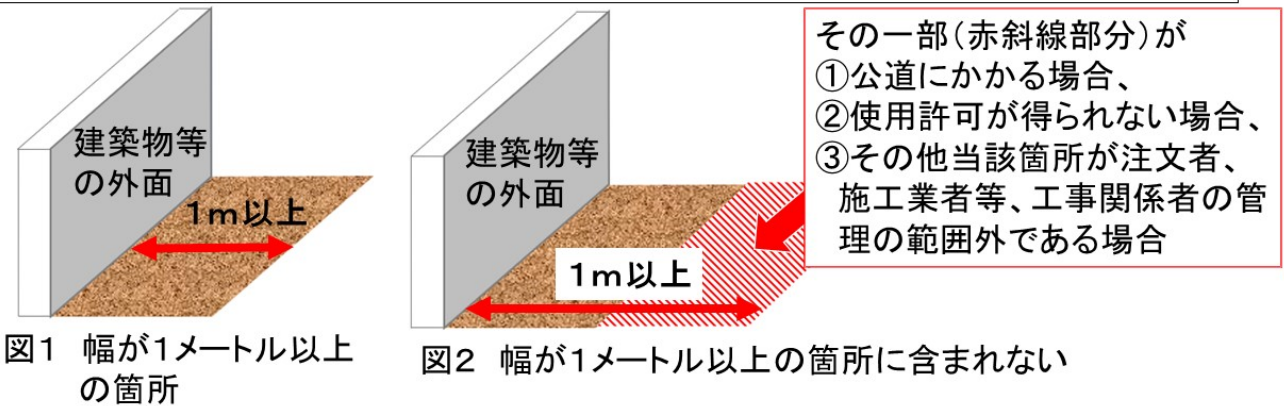
ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。

解釈例規:基発0314第2号 令和5年度3月14日

(1)事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用しなければならないことを規定したこと。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用することが望ましいこと。

「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

(2)「幅が1メートル以上の箇所」とは、足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所をいうこと。足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所(図1)について、**その一部が**①公道にかかる場合、②使用許可が得られない場合、③その他当該箇所が注文者、施工業者等、工事関係者の管理の範囲外である場合等にあつては、「幅が1メートル以上の箇所」に含まれないこと。(図2)なお、**事業者は、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保すべきものであること。**



【余談】「幅が1メートル以下の箇所」として別法令等を加味して 想定できる箇所

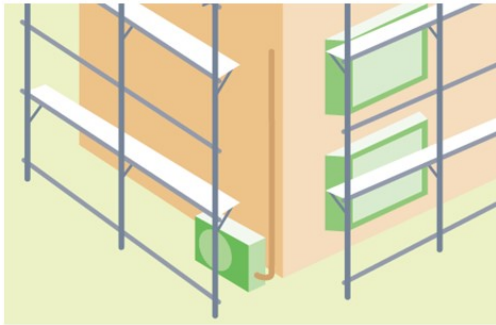
民法第234条(境界線付近の建築の制限)

第二百三十四条 建物を築造するには、境界線から50cm以上の距離を保たなければならない。

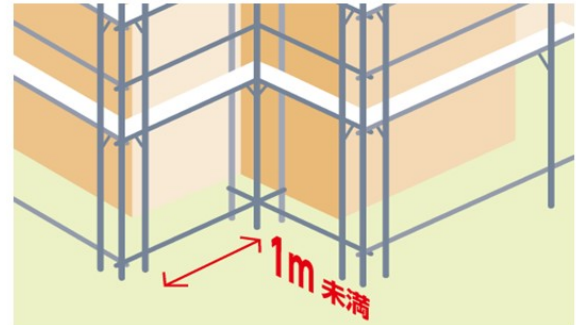
建築基準法(隣地境界線に接する外壁)

第63条 防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

(3)「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは、以下の場合をいうこと。

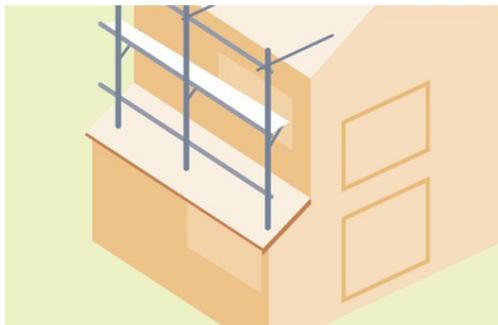


ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。

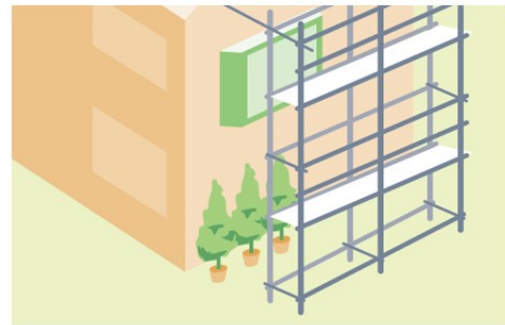


イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。

厚生労働省：足場からの墜落防止措置が強化されます(令和5年) より



ウ 屋根等に足場を設けるととき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。



エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき。

厚生労働省：足場からの墜落防止措置が強化されます(令和5年) より

(4) 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合にあっては、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。

(5) 足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。

「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」から以下のような考えが読み取れる。

安全点検(作業開始前・組立後点検)について

- ・ 「足場からの墜落・転落防止総合対策推進要綱」(平成27年5月20日付け基安発0520第1号。以下「推進要綱」)では点検実施者は事業者が指名するとされている。[作業開始前・組立後点検 共に同内容]
- ・ 足場の点検の抜けや漏れを防ぐようにするためには、点検実施者が自覚と責任を持って点検を実施することが必要であることから、事業者が足場の点検実施者をあらかじめ指名することを法令上明確にすべき。[作業開始前・組立後点検 共に同内容]

- ・ 作業開始前点検は、手すり等の足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無の確認のみであることから、点検者の能力は推進要綱に示すものを引き続き推奨することが適当である。(推進要綱には「点検者については、職長等、当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。」となっている)
- ・ 組立て等後点検を適切に行うためには、推進要綱で示されているとおり足場の構造等に関する研修を受講する等、一定の能力を有する者が行うことが適切である。(一定の能力については後述)
- ・ 一方で、これまでの調査の結果、現時点では点検実施者の能力と労働災害や法令違反との関係が必ずしも明確ではなく、点検実施者の能力を法令上明確にするとの結論には(この会合では)至らなかった。
- ・ 今後3年間程度を目途に、調査を行った上で、改めて組立て等後点検実施者の要件を検討することが適当である。

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

(安衛則第567条、第568条及び第655条)

2023年10月1日
施行

足場(つり足場を含む。以下同じ。)からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則第567条、第568条及び第655条の規定で義務付けられている「足場の点検が行われていない事例が散見されていること」を踏まえ、**事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けた。**

解釈例規:基発0314第2号 令和5年度3月14日

・**点検者の指名の方法**は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話等で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。

なお、点検者の指名は、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行うこと。

第567条(点検)

事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、**点検者を指名して**、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について**点検させ**、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、**点検者を指名して**、作業を開始する前に、次の事項について点検させ、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

第655条(足場についての措置)

注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一(略)

二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、**点検者を指名して**、足場における作業を開始する前に、次の事項について**点検させ**、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

- ・改正省令による改正後の安衛則第 567 条第2項及び第 655 条第2項第2号に規定する点検者については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(令和5年3月14日基安発0314第2号)別添の 3(2)に示す一定の能力を有する者 ※を指名することが望ましいこと。
- ・足場の点検に当たっては、推進要綱別添に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。

※一定の能力を有する者とは

- ・足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講
- ・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築の方）など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
- ・**全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」**
- ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、推進要綱別添に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。としています。
(基発0314第2号 令和5年度3月14日)

(資料)

足場等の種類別点検チェックリスト（ ） 足場用—(注1)

足場等点検チェックリスト

工事名 () 工期 () (注2) 事業場名 () (注3) 点検者氏名 () (注3) 点検実施理由 (雨天検査、地震後、足場の組立て後、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4) 足場等の用途、種類、構造 () (注5)				
点検事項(注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否(注8)	是認/否認(注9)	備 考(注10)
1	床材の損傷、取付け及び撤去の状態			
2	建地、布、脚木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態			
3	繋結材及び繋結金具の損傷及び腐食の状態			
4	足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無(注11)			
5	欄木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無			
6	脚部の沈下及び滑動の状態			
7	藪払い、控え、緩つなぎ等緩衝材の取付状態及び取外しの有無			
8	建地、布及び脚木の損傷の有無			
9	渡りようどつり索との取付部の状態及びつり設備の停止時の確認			

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存 が必要になります（安衛則第567条及び第655条）

2023年10月1日
施行

現行の安衛則では、悪天候若しくは地震又は足場の変更等の後の足場の点検を行ったときに、当該点検の結果及び点検の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては当該措置の内容を記録及び保存することが義務付けられている。

事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者の指名を義務付けたことに伴い、当該記録及び保存すべき事項に、当該点検者の氏名を追加する。

解釈例規：基発0314第2号 令和5年度3月14日

(1) 改正安衛則第567条第3項各号及び第655条第2項各号に掲げる点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。

なお、記録すべき点検者の氏名は、改正安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のものとする。

※ つり足場(568条)は適用がありません

参考：つり足場が該当しない理由

(点検)

第五百六十七条 事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、点検者を指名して、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検させ、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

2 (略)

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果及び点検者の氏名

二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

(つり足場の点検)

第五百六十八条 事業者は、つり足場における作業を行うときは、点検者を指名して、その日の作業を開始する前に、前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に掲げる事項について、点検させ、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

パブリックコメント(令和5年3月14日)による厚労省の見解

意見	厚生労働省の考え方
<p>(No9)適用範囲</p> <p>・足場点検者の指名及び点検者氏名の記録に係る改正は、作業構台に関する規定にも適用されるか。</p>	<p>・本改正は足場に関するものであり、作業構台には適用されません。</p>
<p>(No10)その他</p> <p>・点検後に事故が発生した場合、点検者の責任は問われるのか。</p>	<p>・労働災害が発生した場合の、労働者又は事業者に対する労働安全衛生法令の規定に基づく罰則の適用については、個別の事案※によります。</p>

※ 個別案件によって判断されるものについて、具体的には労働基準監督署にお問い合わせください。

2 横浜市建築局建築工事特則仕様書に基づいた対策について

横浜市建築局 建築工事特則仕様書 令和4年7月

第2章 仮設工事 2節 縄張り、遣方、足場その他

2.1 足場その他 (2.2.4ほか)

- 1 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
- 2 足場の組立、解体、変更の作業時は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
- 3 請負人は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議しなければならない。

横浜市建築局 建築工事特則仕様書 令和4年7月

第2章 仮設工事 2節 縄張り、遣方、足場その他

2.1 足場その他 (2.2.4ほか)

- 4 足場を設けた場合は、労働安全衛生規則第567条第2項及び第655条第1項第2号による足場等の組立て・変更時・解体等の点検を実施し、第567条第3項及び第655条第2項によりこれを記録し、保存すると共に監督員等から提示を求められた場合はすみやかに提示する。

なお、点検に際しては「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の改正について(安全衛生部長・平成27年5月20日付け基安発0520第1号)による「足場等の種類別点検チェックリストの例」に基づくものとする。足場での作業がある場合には、足場の設置者であるかに関わらず、責任者を定めて日々の作業開始前に労働安全衛生規則第567条第1項に基づく点検及び補修を実施する。

1 手すり先行工法等に関するガイドライン

平成21年4月24日付、基発第0424001号 厚生労働省基準局長通達

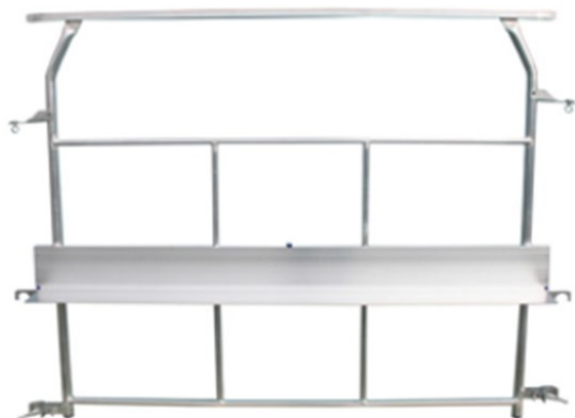
「手すり先行工法等に関するガイドライン」については、令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進について(基安安発0331第7号)の内容から、改正の可能性がある

(1) 足場等からの墜落・転落防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業における死亡災害のうち、墜落・転落災害が4割以上を占めていることから、墜落・転落災害防止対策の充実強化のため、一側足場の使用範囲も明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする労働安全衛生規則が公布されたところ、改正内容について周知・指導を行うと共に、**今後改正予定の「手すり先行工法等に関するガイドライン」の周知を図る。**

1 手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置



手すり・中棧・幅木の機能を有するものの例

2 手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準

1. 趣旨

足場の組立て、解体又は変更の作業においては、足場に関する労働安全衛生関係法令の規定を遵守した上で、さらに労働者が足場から墜落する危険を減少させるため、以下の基準を満たす手すり先行工法による必要がある。

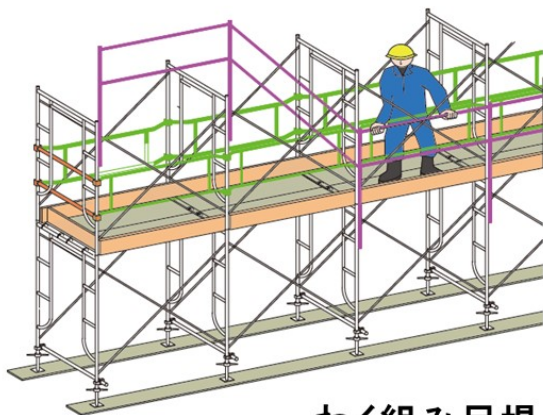
2. 手すり先行工法の種類

(1) 手すり先送り方式

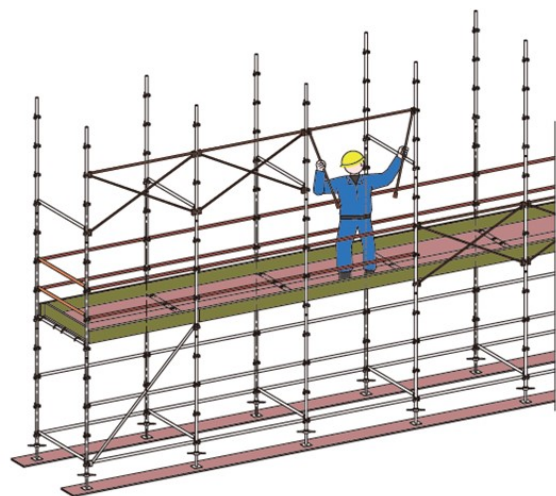
(2) 手すり据置き方式

(3) 手すり先行専用足場方式

(1) 手すり先送り方式の例



わく組み足場



くさび緊結式足場

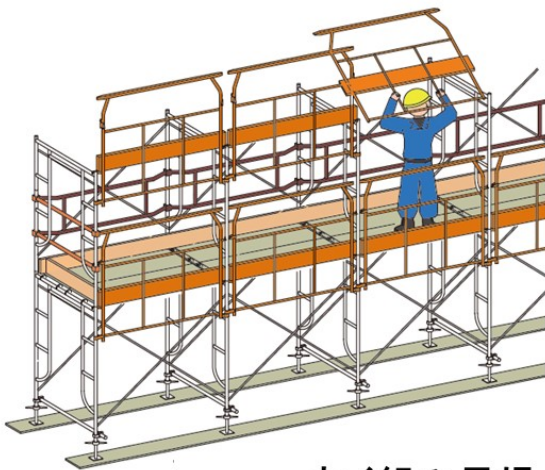
(1) 手すり先送り方式の例

※足場の組立て時には、手すり、中さん及び幅木を別途設けてから、先送り手すりを盛り替える

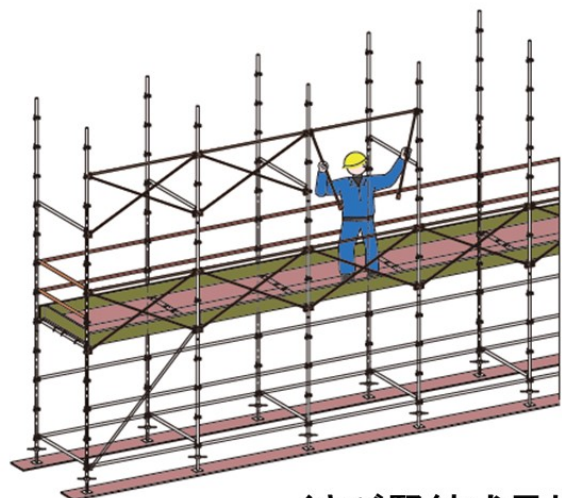
※足場の解体時には、組立て時に設けた手すり、中棧及び幅木が足場の各層に残置されている状態で先送り手すりを盛り替える。



(2) 手すり据え置き方式の例

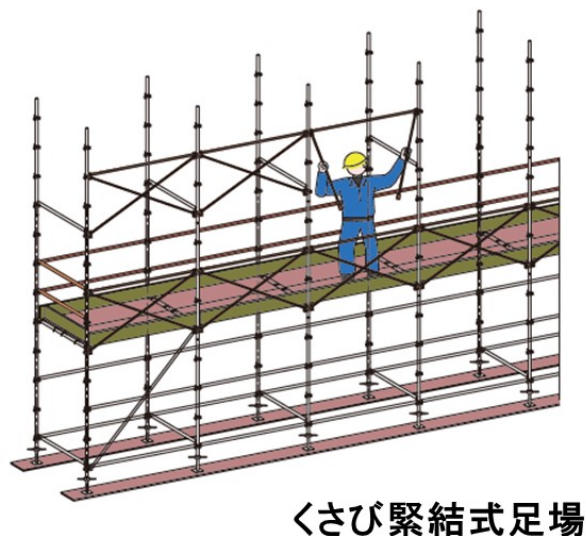
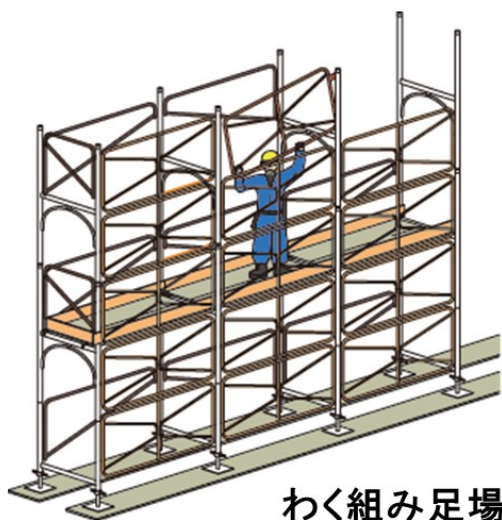


わく組み足場



くさび緊結式足場

(3) 手すり先行専用足場方式の例



4 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱「より安全な措置」の一部



4 足場点検に関連する安衛則

<義務> 事業者：安衛則567条、568条(つり足場)、575条の8(作業構台)
注文者(特定元方事業者)：第655条、655条の2

1 日々の作業開始前の足場点検 (事業者[作業を行う事業者])

(安衛則 第567条第1項、第568条第1項、第575条の8第1項)

その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた**足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検**し、異常を認めたときは、**直ちに**補修しなければならない。

2 組立、解体、一部変更後の足場点検 (事業者・注文者)

(安衛則 第567条第2項、第575条の8第2項、第655条第2項、第655条の2第2項)

足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、(一定の)事項について、点検し、異常を認めたときは、**直ちに**補修しなければならない。

4 足場点検に関連する安衛則

3 悪天候後の足場点検 (事業者・注文者)

(安衛則 第567条第2項、第575条の8第2項、第655条第2項、第655条の2第2項)

強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、(一定の)事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

4 足場点検の記録と保存 (事業者・注文者)

(安衛則 第567条第3項、第575条の8第3項、第655条第3項、第655条の2第3項)

当該点検の結果及び点検の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その措置の内容を足場を使用する作業を行う仕事が終了するまででの間、これを保存しなければならない。

【補足】今回の法令改正に関連して：足場安全点検の違い

「日々の作業開始前の足場点検」と「組立、解体、一部変更後の足場点検」の違いは以下の通りです。（どちらも労働安全衛生規則上は「義務」）

項目	日々の作業開始前の足場点検	組立、解体、一部変更後の足場点検
対象者	事業者[作業を行う事業者]	事業者・注文者
点検内容	足場用墜落防止設備※の取り外し及び脱落の有無について点検	<ul style="list-style-type: none"> 一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態 三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態 四 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無 五 幅木等の取付状態及び取り外しの有無 六 脚部の沈下及び滑動の状態 七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無 八 建地、布及び腕木の損傷の有無 九 突りようかつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

一定の事項の例（組立等）

- 一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
- 三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- 四 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
- 五 幅木等の取付状態及び取り外しの有無
- 六 脚部の沈下及び滑動の状態
- 七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無
- 八 建地、布及び腕木の損傷の有無
- 九 突りようかつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

足場安全点検時の注意：飛来落下防止措置について

足場からの飛来落下防止措置については、労働安全衛生規則に義務付けられていることから、墜落・転落防止措置と同様に、点検を実施しましょう。

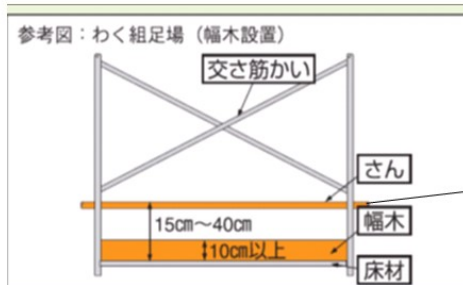
また、飛来落下防止措置については、国土交通省も関連しますので、建設工事公衆災害防止対策要綱を参考に、対策を実施してください

厚生労働省：労働者に対する措置（労働安全衛生規則等）

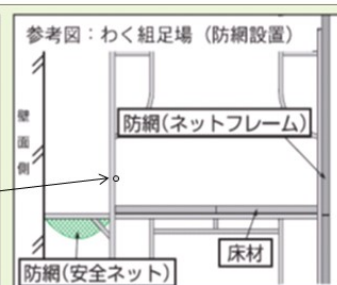
国土交通省：主として第三者に対する措置（建築基準法等）

労働安全衛生規則上の飛来・落下防止措置（いずれかを設置）

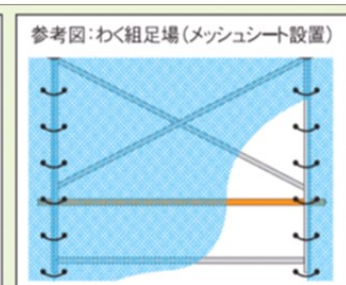
幅木（高さ10cm以上）



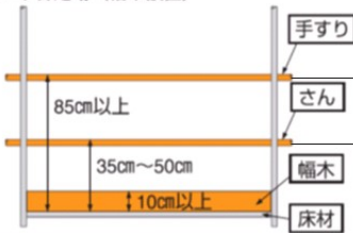
防網



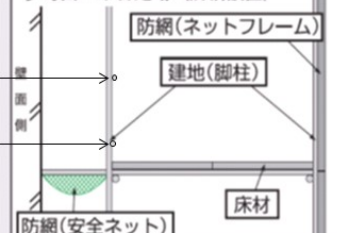
メッシュシート



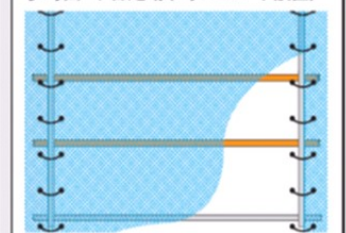
参考図：単管足場（幅木設置）



参考図：単管足場（防網設置）



参考図：単管足場（メッシュシート設置）

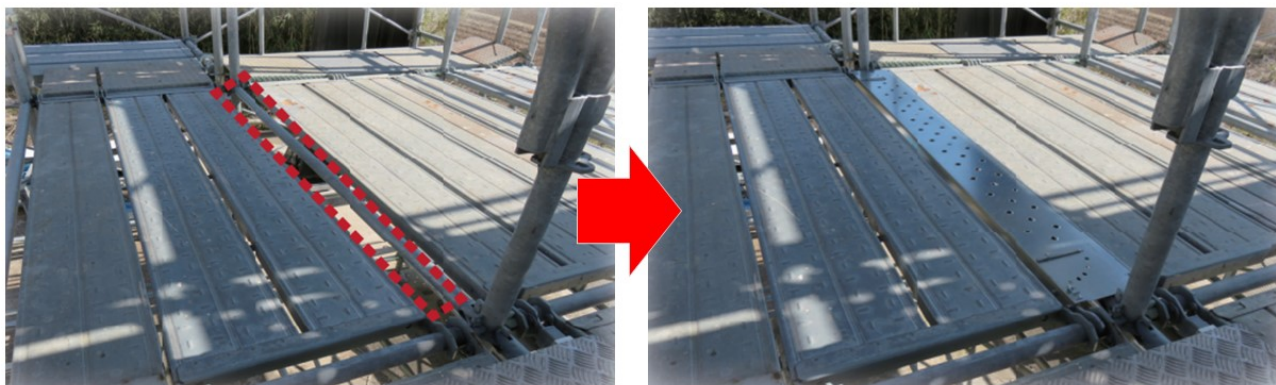


飛来落下防止措置の例（参考）



（床材間（横架材間）のすき間を埋める部材の例）

飛来落下防止措置の例（参考）



（足場板→布材→足場板のすき間を埋める部材の例）

建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編（抜粋）

第8 公衆災害防止対策経費の確保

1 **発注者**は、工事を実施する立地条件等を把握した上で、この要綱に基づいて必要となる措置をできる限り具体的に明示し、その**経費を適切に確保**しなければならない。

2 **発注者**及び施工者は、施工途中においてこの要綱に基づき必要となる施工計画等に変更が生じた場合には、**必要に応じて経費の見直しを検討**しなければならない。

「建設工事従事者の安全及び健康の確保のために安全衛生の経費の適切な支払いが必要です」より

- (1) 元請負人による見積条件の提示
- (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示
- (3) 契約交渉
- (4) 契約書面における明確化

（参考）主な足場の強風（台風等）対策

- 常に気圧配置や前線の位置に関する情報を注意するとともに、工事現場内に吹き流し、風速計などを設置し、気象観測を行う。
- シート、防音パネル等、風荷重が大きくなる要因となる養生材は早めに撤去するか、巻きあげるなどの措置をする。
- 壁つなぎ、特に上端や左右の端部に設けた壁つなぎに対し十分な補強を行う。
- 建築物より突出している足場に対し、控え索や控え材等で補強を行う。
- 端部に開口がある場合、風が吹き込み、内側から外へ押し倒す力が作用するので、端部の開口部をふさぎ、補強の控え材を設ける。
- 足場上にある資材や足場板などが飛ばされないように固縛するか、地上に降ろすなどの作業を早めに行う。
- 振動や繰り返し荷重によって金具類のゆるみ、変形を生じ足場の安全性が低下する事があるので、接近前に点検を行う。

※参考 風荷重に対する足場の安全技術指針(仮設工業会)
足場の組立て等工事の作業指針(建設業労働災害防止協会)

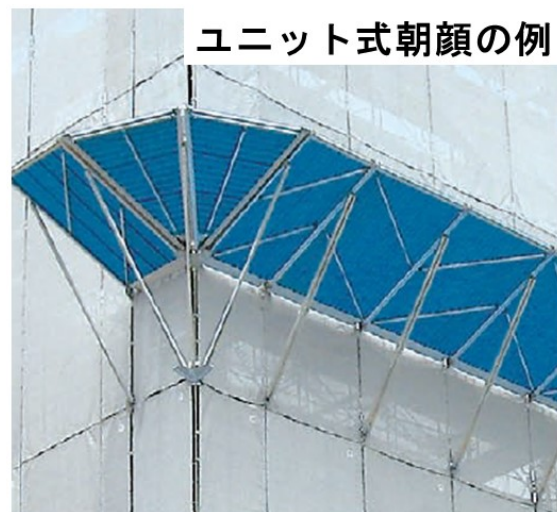
国土交通省:台風等の強風による足場倒壊対応について(令和元年10月)より

落下防止設備：朝顔（防護棚）

朝顔は、建設工事の現場から落下物が外部に落下し、通行人等第三者に対する公衆災害を防止するために、足場の外側面にはね出して設ける落下物防止設備である。

一般的に朝顔は、張出し材、つなぎ材、根太（ころばし）及び敷板等により構成され、これらに使用する材料は、足場用鋼管、足場板、波型鉄板等である。最近では現場で簡単に組み立て、解体ができるプレハブ式（ユニット式）が主流となっている。

なお、朝顔（防護棚）の設置方法については、「建設工事公衆災害防止対策要綱・建築工事編」で定められており、**令和元年9月2日に改正・施行している。**



落下防止設備：朝顔（防護棚）

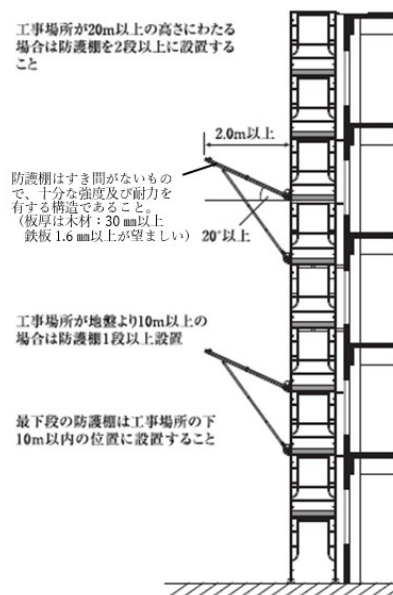
<注意点>

（建設工事公衆災害防止対策要綱・建築工事編 第23）

① 工事場所が地盤面からの高さが10m以上の場合にあつては1段以上、20m以上の場合にあつては2段以上設けること。

（2段目以上は下の段より10m以下ごとに設置）

② 最下段の防護棚は、建築工事等を行う部分の下10m以内の位置に設けること。



落下防止設備：朝顔（防護棚）

③防護棚はすき間がないもので、十分な強度及び耐力を有する構造であること。

（板厚は木材：30mm以上 鉄板1.6mm以上が望ましい）

（柵板は隙間なく張り、コンクリートはつりくずなど細かいものが落下しないようにし、できれば金網・シート類を敷くのも良い。）

④各防護棚は水平距離で2m以上突出させ、水平面となす角度を20度以上とし、風圧、振動、衝撃、雪荷重等で脱落しないよう骨組に堅固に取り付けること。

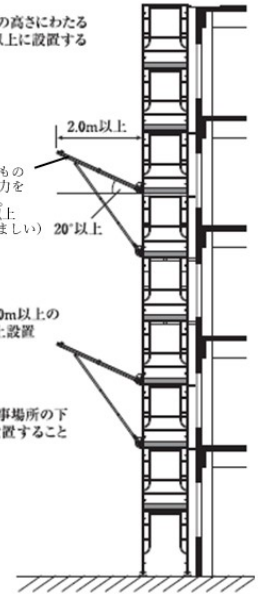
（各部材相互の結合及び足場への取り付けは容易に脱落しないように金具などで堅固に固定。）

工事場所が20m以上の高さにわたる場合は防護棚を2段以上に設置すること

2.0m以上
防護棚はすき間がないもので、十分な強度及び耐力を有する構造であること。
（板厚は木材：30mm以上 鉄板1.6mm以上が望ましい） 20°以上

工事場所が地盤より10m以上の場合は防護棚1段以上設置

最下段の防護棚は工事場所の下10m以内の位置に設置すること



3 その他

墜落制止用器具の注意点

- ・墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用器具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用が認められること。
(墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン 平成30年6月22日)
- ・6.75mを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具は、フルハーネス型のものでなければならない。(墜落制止用器具の規格 第2条)
- ・フルハーネス型は高さによる使用制限はないが、取付設備の高さや作業者の体重に応じたショックアブソーバのタイプとランヤードの長さ(ロック付き巻取り器を備えるものを含む。)を適切に選択することも必要である。
墜落制止用器具に係る質疑応答集(令和元年8月【質問3-1】)

資材の上げ下ろしに伴う飛来落下の防止

飛来落下事故について、令和4年度は建設業で1318件(死傷者数)と多くの方が被災されています。

対策の1つとして、機材運搬用のリフトを採用する現場も増えてきております。



リフトの例

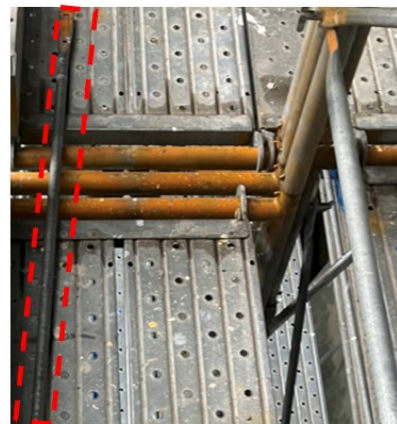
手すり等の墜落防止設備が外せるケース

[足場における高さ2m以上の作業場所に設ける場合] (安衛則：563条)

① 足場からの手すり等の墜落防止設備

(足場用墜落防止設備)について、

- ・作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合は、**当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止すること**
- ・足場用墜落防止設備を取り外す箇所において関係労働者に作業させる場合は、**要求性能墜落制止用器具を安全に取付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること**



躯体側に設置されていた
筋かいが放置されている例

手すり等の墜落防止設備が外せるケース

[足場における高さ2m以上の作業場所に設ける場合] (安衛則：563条)

- ### ② 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、**当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。**が追加された。

なお、「当該墜落防止設備を取り外した者が、作業終了後に元の状態に戻す」とともに、「当該作業の責任者がこれを確認すること」が適当であると考えている。

※「労働安全衛生規則の一部を改正する件(案)に係る意見募集について」に対して寄せられた意見について(平成27年3月25日 安全衛生部安全課 番号16より)

- ※ **①及び②**については、**架設通路及び作業構台についても同様の措置**が追加されている。

【参考】「当該墜落防止設備を取り外した者が、作業終了後に元の状態に戻す」場合の解釈について

10第655条関係

第1項第2号の「一部解体若しくは変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布等の足場の構造部材の一時的な取り外し若しくは取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔等の一時的な取り外し若しくは取付けが含まれること。ただし、次にいずれかに該当するときは、「一部解体若しくは変更」に含まれないこと。

- ① 作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む。）を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合には、①局所的に行われ、②これにより足場の構造に大きな影響がないことが明らかであって、③足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。
- ② 足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート等の設備を取り外す場合又は①当該設備を原状に復す場合であって、②足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について
基発0331第9号 平成27年3月31日 より

【参考】貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部改正

1 安衛則151条67号の改正 <2023年10月1日施行>

貨物荷を積み卸す作業を行うときに、**昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車**について、**最大積載量が5トン以上から2トン以上に範囲が拡大**され、2トン未満についても努力規定とされた。

2 安衛則151条の74の改正

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に**保護帽を着用させる義務**の対象となる貨物自動車について**最大積載量が5トン以上から2トン以上に範囲が拡大**された

（1，2共に荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの。あおりのない荷台を有する貨物自動車並びに平ボディ車及びウイング車が今回の対象に含まれる）

昇降設備の例



リスクアセスメントとは (問題に対する対策方法)

- ① **本質的対策**：危険な作業の廃止・変更、より危険性又は有害性の低い材料への代替、より安全な反応過程への変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去または提言する措置
- ② **工学的対策**：①の措置により除去しきれなかった危険性又は有害性に対するガード、インターロック安全装置、局所廃棄装置の設置等の措置
- ③ **管理的対策**：①及び②の措置により除去しきれなかった危険性又は有害性に対する、マニュアルの整備、立入禁止措置、暴露管理、警報の運用、教育訓練、健康管理等の作業者を管理することによる対策
- ④ **個人用保護具の使用**：①から③までの措置により除去しきれなかった危険性又は有害性に対する、呼吸用保護具や保護衣等の使用。この措置により①から③の代替を図ってはいけない。